

## (報 告)

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

## 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第2条第3項関係（賦課限度額）

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
賦課限度額	650,000円	220,000円 [200,000円]	170,000円

※[ ]内は令和4年度の賦課限度額

## 第23条関係第1項関係（国民健康保険税の減額）

	軽減割合	条 件	
		新	旧
対する軽減 低所得世帯に	7割	総所得金額が43万円以下	総所得金額が43万円以下
	5割	総所得金額が43万円+29万円×被保険者数以下	総所得金額が43万円+28万5千円×被保険者数以下
	2割	総所得金額が43万円+53万5千円×被保険者数以下	総所得金額が43万円+52万円×被保険者数以下